

尾張西部地区

日光川河口排水機場等整備工事施工管理他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------------|------|------|-----|--------|----------------------|----|------|--------|----|----|--|-----------|--|--|-------------------|------|--|--|
| <p>(適用範囲) 第1条</p> <p>(目的) 第2条</p> <p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条</p> <p>(管理技術者) 第4条</p> | <p>尾張西部地区 日光川河口排水機場等整備工事施工管理他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。</p> <p>本業務は、国営施設機能保全事業「尾張西部地区」における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="528 1704 1331 2040"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | 農業 | 農業土木 | 農業農村工学 | 博士 | 農学 | | 農業土木技術管理士 | | | シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | | |
| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業 | 農業土木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業農村工学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 博士 | 農学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業土木技術管理士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|----------|--------|----------|-----------------------------|---|-----------|------|----------------------------|-----------|-----------|--------|--------------------|--------|-----------|--------|----------------------------|--------|-----------|----------|---------------------------|--------|-----------|--------|--|
| (現場技術員) 第5条 | <p>現場技術員の技術者区分、配置人数及び資格は次のいずれかの者とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 331 1351 734"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 338 740 405">技術者区分</th> <th data-bbox="740 338 836 405">配置人数</th> <th data-bbox="836 338 1347 405">資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 405 740 728">現場技術員(C)</td> <td data-bbox="740 405 836 728">1人</td> <td data-bbox="836 405 1347 728"> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒2年、短大・高専卒4年、高校卒6年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> </tbody> </table> | 技術者区分 | 配置人数 | 資 格 | 現場技術員(C) | 1人 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒2年、短大・高専卒4年、高校卒6年以上の実務経験を有する者。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術者区分 | 配置人数 | 資 格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場技術員(C) | 1人 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒2年、短大・高専卒4年、高校卒6年以上の実務経験を有する者。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (配置予定技術者の確認) 第6条 | <p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (保険加入) 第7条 | <p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (工事の概要) 第8条 | <p>本業務を行う工事の概要は、次表のとおり予定している。</p> <table border="1" data-bbox="528 1563 1329 1977"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 1570 895 1599">名 称</th> <th data-bbox="895 1570 1027 1599">工事場所</th> <th data-bbox="1027 1570 1193 1599">工期(予定)</th> <th data-bbox="1193 1570 1324 1599">工 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 1599 895 1688">日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事(国債)</td> <td data-bbox="895 1599 1027 1688">愛知県海部郡飛島村</td> <td data-bbox="1027 1599 1193 1688">R7.6~R9.6</td> <td data-bbox="1193 1599 1324 1688">土木工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1688 895 1778">日光川河口排水機場除塵設備整備(その3)工事(国債)</td> <td data-bbox="895 1688 1027 1778">愛知県海部郡飛島村</td> <td data-bbox="1027 1688 1193 1778">R7.5~R8.5</td> <td data-bbox="1193 1688 1324 1778">施設機械工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1778 895 1845">尾西排水機場除塵設備整備工事(仮称)</td> <td data-bbox="895 1778 1027 1845">愛知県一宮市</td> <td data-bbox="1027 1778 1193 1845">R8.4~R9.3</td> <td data-bbox="1193 1778 1324 1845">施設機械工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1845 895 1912">尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事(仮称)</td> <td data-bbox="895 1845 1027 1912">愛知県一宮市</td> <td data-bbox="1027 1845 1193 1912">R8.4~R9.3</td> <td data-bbox="1193 1845 1324 1912">建築及び土木工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1912 895 1977">尾西排水機場監視操作設備更新(その3)工事(仮称)</td> <td data-bbox="895 1912 1027 1977">愛知県一宮市</td> <td data-bbox="1027 1912 1193 1977">R8.4~R9.3</td> <td data-bbox="1193 1912 1324 1977">電気通信工事</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 工事場所 | 工期(予定) | 工 種 | 日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事(国債) | 愛知県海部郡飛島村 | R7.6~R9.6 | 土木工事 | 日光川河口排水機場除塵設備整備(その3)工事(国債) | 愛知県海部郡飛島村 | R7.5~R8.5 | 施設機械工事 | 尾西排水機場除塵設備整備工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 施設機械工事 | 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 建築及び土木工事 | 尾西排水機場監視操作設備更新(その3)工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 電気通信工事 | |
| 名 称 | 工事場所 | 工期(予定) | 工 種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日光川河口排水機場基礎耐震化対策(その7)工事(国債) | 愛知県海部郡飛島村 | R7.6~R9.6 | 土木工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日光川河口排水機場除塵設備整備(その3)工事(国債) | 愛知県海部郡飛島村 | R7.5~R8.5 | 施設機械工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尾西排水機場除塵設備整備工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 施設機械工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尾西排水機場建屋補修・除塵設備沈下対策他工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 建築及び土木工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 尾西排水機場監視操作設備更新(その3)工事(仮称) | 愛知県一宮市 | R8.4~R9.3 | 電気通信工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------------------|---|-----|
| (業務場所) 第9条 | 業務場所は、尾張西部地区事業地域内を予定している。 | |
| (履行期間) 第10条 | <p>契約延月数は12ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。 令和8年4月13日から令和9年3月12日</p> <p>ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。</p> | |
| (業務内容) 第11条 | <p>業務内容等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。 現場技術業務契約書（以下「契約書」という。）第9条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行うものとする。</p> <p>(2) 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。 なお、現場技術員は、CADソフトの使用・操作に熟練した者の配置を想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事発注に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の積算に関する資料等の作成業務 ・CADソフトを用いた工事発注図面の作成及び修正業務 2) 工事監督に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画の検討業務 ・工程管理の点検業務 ・出来形管理及び品質管理の確認業務 ・設計変更に関する調査及び資料等の作成業務 ・CADソフトを用いた工事変更図面を作成及び修正業務 ・工事施工に関する資料等の作成業務 ・工事施工に関する立会、観察、測定業務 ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者との連絡業務 3) 関係機関との協議に関する基礎的資料の作成業務 4) 事業実施に関する基礎的資料の作成業務 5) その他監督職員が指示する業務 | |
| (作業上の留意事項) 第12条 1. 一般事項 | <p>(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> <p>(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(3) 本業務用にデジタルカメラを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------|---|-----|
| 2. 宿泊施設 | <p>(4) 本業務において必要となる現場技術員の安全衛生用品等については、受注者において用意するものとする。</p> <p>(5) 受注者からの請求により、発注者の承諾を得て庁舎を無償で使用できるものとする。この場合、机、椅子は発注者が無償で貸与する。 なお、貸与物件については、契約書第15条に定める「使用貸借申請書」を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(6) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。</p> <p>現地に滞在する必要が生じた場合の宿泊施設については、受注者において用意するものとする。</p> | |
| 3. 服装等 | <p>(1) 業務の履行における安全、その他の規律については関係法令を厳守しなければならない。</p> <p>(2) 現場技術員の服装は、業務にあった軽快な作業服とし、派手なものは避けなければならない。</p> | |
| (打合せ) 第13条 | <p>共通仕様書第1－5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> | |
| (業務スライドの施行) 第14条 | <p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>(成果物) 第15条</p> <p>(成果物の提出先) 第16条</p> <p>(契約変更) 第17条</p> | <p>を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>成果物の提出は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務実施報告書 1式</p> <p>(2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式</p> <p>(3) その他必要な資料 1式</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>住 所：愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番</p> <p>事務所名：東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第8条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 第9条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 第10条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。</p> <p>(4) 第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。</p> <p>(5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</p> <p>(6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</p> <p>(7) その他</p> | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|------------------|--|-----|
| (定めなき事項) 第18条 | この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 | |